

## 改正

昭和57年3月31日要綱第16号

昭和59年10月31日要綱第36号

平成14年9月30日要綱第83号

平成17年11月24日要綱第103号

平成20年11月28日要綱第148号

平成27年12月28日要綱第135号

調布市中心身障害者自動車運転教習費助成要綱

### 第1 目的

この要綱は、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する教習費（以下「教習費」という。）の一部を助成することにより、心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図り、もってこれらの者の福祉の増進に資することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、教習費とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する第1種普通自動車運転免許の取得に要する費用のうち、入所料、技能・学科教習料及び教材費に相当する経費とする。

### 第3 助成対象者

教習費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有する者とする。

- (1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条に規定する適性試験に合格した者で、その障害の程度が3級以上の身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳をいう。以下同じ。）又は4度以上の愛の手帳（東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年民児精発第58号）に基づく愛の手帳をいう。）の交付を受けているもの。ただし、内部障害については4級以上、下肢又は体幹に係る障害については5級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、歩行が困難であるもの
- (2) 道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する者
- (3) 市内に3月以上居住している者
- (4) 前年の所得税の年額が40万円以下の者

(5) 財団法人東厚生会（昭和57年9月4日に財団法人東厚生会という名称で設立された法人をいう。）が運営する身体障害者運転能力開発訓練センターに入所していない者

#### 第4 助成金額

助成金額は、教習費相当額とする。ただし、教習費が18万2,200円を超えるときは、助成金額は18万2,200円とする。

#### 第5 申請

申請者は、自動車運転教習費助成申請書（第1号様式）に適性試験に合格した証明書等を添えて市長に申請するものとする。

#### 第6 決定通知

市長は、第5の申請を受けたときは、審査のうえ、教習費の助成の可否を決定し、自動車運転教習費助成（決定・却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

#### 第7 請求

第6に規定する助成決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、市長が指定する請求書により市長に請求するものとする。

#### 第8 報告

受給者は、自動車運転教習を修了し、運転免許試験受験後速やかに自動車運転教習結果報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

#### 第9 助成金の返還

市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受けたとき。
- (2) 入院その他の理由で自動車運転教習を受けられなくなったとき。

#### 第10 施行期日

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和57年3月31日要綱第16号）

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年10月31日要綱第36号）

この要綱は、昭和59年11月1日から施行する。

**附 則**（平成14年9月30日要綱第83号）

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則**（平成17年11月24日要綱第103号）

この要綱は、平成17年11月25日から施行する。

**附 則**（平成20年11月28日要綱第148号）

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**（平成27年12月28日要綱第135号抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（調布市中心身障害者自動車運転教習費助成要綱の一部改正に伴う経過措置）

2 第1の規定による改正前の調布市中心身障害者自動車運転教習費助成要綱の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**第1号様式**（第5関係）

**第2号様式**（第6関係）

**第3号様式**（第8関係）